

情報シート又はクラウドシステム(CTP)によるご依頼では、  
大臣認定に必要な報告書が発行できません！

2021年4月

指定材料の国土交通大臣認定の申請に係る  
コンクリートの圧縮強度試験のご依頼の要領につきまして

(一財)日本建築総合試験所  
試験研究センター 建材部  
工事用試験室 TEL.06-6834-0561

指定材料の国土交通大臣認定の申請には、ISO/IEC17025 のロゴマーク付報告書が必要です。当センターで行う通常の圧縮強度試験結果報告書には、ISO/IEC17025 のロゴマークを付与することはできませんので以下の要領で試験をお申し込み願います。

① 大臣認定のための圧縮強度試験専用の試験依頼書をご準備願います。

- 専用の試験依頼書は、当法人ホームページからダウンロードすることができます。  
[https://www.gbrc.or.jp/test\\_research/construction\\_materials/wmt01/](https://www.gbrc.or.jp/test_research/construction_materials/wmt01/)

② 試験依頼書に必要事項をご記入願います。

- コンクリート 1 種類（供試体 3 個）について、1 通の依頼書を作成願います。
- セメントの種類や混和材料などが異なる複数の種類のコンクリートについて、同時に依頼される場合も、種類（供試体 3 個）ごとに、試験依頼書を作成願います。

③ 試験依頼書に供試体を添えて、お申し込み願います。

- 試験結果報告書は、試験依頼書 1 通につき 1 部発行いたします。複数部ご入り用の場合は、依頼書にその旨をご記入願います。

■ ご注意

- 土曜日、日曜日および元日に試験を行うことはできません。試験日が土曜日、日曜日や元日にならないように、あらかじめ供試体の作製日を設定してください。
- 試験日が土曜日、日曜日や元日に該当する場合は、その前日又は前々日に試験を行うことを了承願います。
- 郵送で試験をお申し込みされる場合は、事前にお問合せ願います。